# 身体拘束適正化のための指針

宮古市社会福祉協議会　すこやか幼児教室

# 身体拘束適正化のための指針

１　事業所における考え方

事業所は、利用児童の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に選択することなく、職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、身体拘束をしない支援の実施に努める。また、サービスの提供にあたり、当該利用児童および他の利用児童等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則して身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

２　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

（１）当該利用児童又は他の利用児童等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記 3 要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみあらかじめ利用児童本人・保護者への説明および同意を得たうえで身体拘束を行います。また、身体拘束を行った場合には、その状況についての経過記録の整備を行い必要最低限の身体拘束となるよう努める。

| 3 要件 | |
|---|---|
| 切迫性 | 利用児童本人または他の利用児童の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること |
| 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと |
| 一時性 | 身体拘束による行動制限が一時的なものであること |

（２）身体拘束に該当する具体的な行為

①　車椅子やベッド等に体を固定させる
②　手指の機能を制限するためにミトンや手袋を装着させる
③　行動を制限するために、つなぎ服や脱ぎにくい衣服を着せる
④　支援者が自分の体で利用児童の動きを押さえて行動を制限する
⑤　行動を落ち着かせるために、必要以上の薬を服用させる
⑥　利用児童の意志で出られない空間に隔離する
⑦　自傷行為や他害行為（叩く、蹴る、噛みつく等）が認められる利用児童の体を、職員が押さえつけて体の自由を制限する

3　身体拘束適正化のための具体的な取り組み

（1）身体拘束等適正化検討委員会の設置・運営

利用児童への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施のため、身体拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」）を設置し、併せて別に定める虐待防止の対応を図るための指針に規定する虐待防止委員会と合同でこれを開催する。

（2）　委員会の構成員

構成員は、管理者（身体的拘束適正化担当者）、児童発達支援管理責任者、保育士とし、必要に応じ外部委員を構成に加える。

委員会は少なくとも年1回以上開催することとし、検討事項としては、主に下記のとおりとする。

①　身体拘束等の実施状況に関する事項

※現に身体拘束を行う必要がある利用児童、今後身体拘束を行う必要がある利用児童ごとに検討。

②　3 要件の確認

③　身体拘束に関する職員間での意識啓発について

※事業所内での身体拘束の有無にかかわらず必ず実施

④　職員研修に関する事項

その他身体拘束に関する事項また、委員会での検討内容の記録様式を定め、委員会の結果について事業所全職員に周知する。

（3）身体拘束適正化に関する職員研修の実施

《研修実施方針》

利用児童の支援に携わる全職員に対し、権利擁護及び身体拘束の廃止のため、利用児童ごとの特性を日々の状況から十分に理解し、身体拘束が発生するリスクを検討し、そのリスクを除くための職員の理解を深める。

管理者、児童発達支援管理責任者が率先して事業所内外の研修に参加するなど事業所全体の知識・技能の水準が向上する。

〇上記指針に基づき、下記の通り職員研修を実施するものとする。

・新規採用時における研修の実施

・全職員に対する研修の実施（年 1 回以上実施）

・ その他必要な研修の実施

・ 内部研修の実施　権利擁護 ・ 虐待防止 ・ 身体拘束等適正化についての研修の実施

※不参加職員に対しても伝達研修を行い、 全職員の周知徹底を行う。

・ 外部研修の受講

※全職員への周知を行う

４　身体拘束発生時の報告

対応に関する基本方針緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には身体拘束の実施の状況や利用児童の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子など）を記録し、身体拘束適正化委員会で身体拘束の適正化に向けた確認（3 要件の具体的な再検討など）を行う。

５　身体拘束発生時の基本方針

本人または他の利用児童の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体の拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもとに行う。

（１）3 要件の確認

切迫性・一時性・非代替性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援法方として身体拘束を選択することはあり得ない。

（２）身体拘束の取り扱い

緊急時やむを得ず身体拘束を行う判断は、必ず担当職員個人の判断で行わず、責任者の判断の下行う。また、身体拘束を行った場合は、必ず委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行う。

（３）身体拘束の内容記録

身体拘束を行った場合にはその態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な回帰の事項を記載する。

① 拘束が必要となる理由（個別の状況）
② 拘束の方法〔場所・行為（部位・内容)〕
③ 拘束の時間帯
④ 記録すべき心身の状況
⑤ 拘束の開始及び解除の予定

６　利用児童の保護者等に対する本指針の閲覧

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児童の保護者等が閲覧できように事業所ホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和 ６ 月 ４ 月 １ 日より施行する。